

# ネオdeとりお

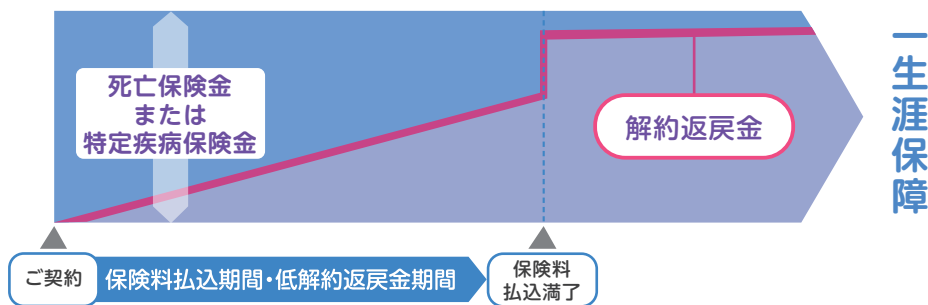
## 三大疾病にも備える 終身保険

<低解約返戻金型特定疾病保障終身保険>

### 商品の特長

- 特長 1** 万一のときだけではなく、所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中にも備えられます。
- さらに、上皮内新生物保障特則を適用することで、上記の保障に加え上皮内がんにも備えられます。
- 特長 2** 掛け捨てではなく、一生涯の保障を準備できます。
- 特長 3** 1年間たばこを吸っていない方は、たばこを吸っている方に比べて保険料が割り引きされます。

### 商品のしくみ図(イメージ)



### 保障内容

主契約	保険金の種類	支払事由の概要	お支払い額		
低解約返戻金型 特定疾病保障終身保険 主契約	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額		
	特定疾病保険金	以下のいずれかの事由に該当した場合 ● 責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)がん(約款に定める悪性新生物(がん))と医師により診断確定されたとき ● 責任開始期以後の疾病を原因として、以下のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を目的として、病院または診療所において所定の手術を受けられたとき ③脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ④脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を目的として、病院または診療所において所定の手術を受けられたとき			
保障特則 新生物 上皮内		責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)上皮内がん(約款に定める上皮内新生物等)と医師により診断確定されたとき			
保険期間	終身	契約者配当金	なし	解約返戻金	裏面参照

- 上皮内新生物保障特則を適用しないご契約については、上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)などはお支払いの対象となりません。
- 責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。
- 上皮内新生物保障特則を適用した場合、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内がんと診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。
- 死亡保険金または特定疾病保険金はいずれか一方のみのお支払いとなります。死亡保険金または特定疾病保険金をお支払いした場合には、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。なお、本商品には高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- 支払事由の詳細、保険金をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件など、詳細を「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

## ■ 主なお取り扱い

契約年齢	20歳～85歳(満年齢)
保険金額	50万円～3,000万円(*) (10万円単位) (*) 上皮内新生物保障特則を適用したご契約は300万円が上限となります。
保険料払込期間	● 30歳～90歳払込満了 (1歳刻みで設定可能。契約から保険料払込期間満了まで10年以上必要) ● 終身
保険料払込方法	月払・年払 ※半年払、保険料の前納は取扱なし

非喫煙者割引特約	被保険者の喫煙状況が所定の基準に適合する場合、主契約に非喫煙者保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも割り引きされます。
----------	---

※特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。

## ■ ご留意点

- ご検討、お申し込みにあたっては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまは次の点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

## ■ 解約返戻金について

解約返戻金は、保障内容・契約年齢・性別・経過年月数・払込年月数・非喫煙者割引特約の有無などによっても異なります。特に契約後短期間で解約する場合、まったくないか、あってもごくわずかです。保険料払込期間中は解約返戻金が低く設定されており、保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。保障内容・契約年齢・性別・経過年月数などによっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る場合があります。

保険料払込期間が終身の場合の解約返戻金は、終身にわたり解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

**ネオファースト生命保険株式会社**

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索